

ビジネス研究科FDセンター設置要領

2008年 2月 6日制定

2008年 3月 5日改正

2013年12月 4日改正

1 目的

ビジネス研究科における教育研究水準の向上を図るため、教員の資質の向上、教育内容および教育研究方法の改善向上等（以下「FD」という。）に積極的に取り組むものとし、そのための事業の推進に当たるFDセンターを設置する。

2 設置及び構成等

- (1) FDセンター（以下「センター」という。）は、ビジネス研究科に付置する常設の組織とする。
- (2) センターは、教授会を構成する者をもって構成する。
- (3) ビジネス専攻所属の教員及びグローバル経営研究専攻所属の教員は、相互に協力し、分担しながらセンターの事業に積極的に参加するものとする。

3 組織

- (1) センターに、センター長及びFD委員会を置く。
- (2) センター長は、教授会における選挙によって選任し、センターの事業を統括する。
- (3) FD委員会の委員は3名とし、センター長及びセンター長と研究科長が協議の上、ビジネス専攻所属教員から1名及びグローバル経営研究専攻所属教員から1名を推薦し教授会において選任する2名の委員をもってあてる。
- (4) センター長及びFD委員会委員の任期は1年とする。
- (5) FD委員会の議長は、センター長とする。議長はFD委員会の議事をつかさどる。
- (6) FD委員会は定例的に開催するとともに、必要に応じて議長が招集する。
- (7) FD委員会は、FDに関する事業計画の策定、事業内容、実施方法等FDの推進に関する事項を審議する。
- (8) 各専攻所属のFD委員会委員は、各専攻固有の教育研究水準の向上を図るための取組みを積極的に推進する。

#### 4 事業

- (1) センターは次の事業を行う。
  - ① FDに関する事業計画の企画、策定
  - ② 教員の資質の向上に資する研究会、ワークショップ、講演会、研修、研究その他の事業の推進
  - ③ 教育内容や教育研究方法の改善向上に資する各種の理論、実践事例などの情報提供
  - ④ 教員間の授業参観、実験的な授業の実施など授業の改善向上に資する場の設定
  - ⑤ 教材、教育研究方法の開発、普及及び支援
  - ⑥ 学生による授業評価その他教育内容や教育研究方法の評価及び改善効果の把握
  - ⑦ その他ビジネス研究科におけるFDの推進に関すること
- (2) 研究科内の他の組織等に関係する事業については、必要な調整を行った上で実施する。

#### 5 その他

- (1) センターの事業計画及び予算は、FD委員会の議を経て、教授会において決定する。
- (2) この要領に定めるもののほか、センターの管理運営、事業等に関する事項についてはFD委員会において審議し、センター長が定める。

#### 附 則

この要領は、2014年4月1日から施行する。